

公益社団法人日本視能訓練士協会  
**協会事業等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン**

本ガイドラインは、厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和 3 年 11 月 19 日(令和 5 年 2 月 10 日変更)や新型コロナウイルス感染症対策本部決定に示された業種ごとの感染拡大防止ガイドライン作成の要請に基づき、協会事業等の実施における新型コロナウイルス感染症予防対策として基本事項を取りまとめたものである。

協会事業の主催者は、本ガイドラインの趣旨・内容を十分に理解し、各項に基づいて、施設や参加者(会員・講師等)、講義内容を考慮して新型コロナウイルスの感染予防に取り組む。また、生涯教育制度認定事業においても本ガイドラインを参考に対応を要請する。

**感染症対策の実施について**

**【開催日までの確認】**

主催者は事業実施地域での感染状況を把握し、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」や「医療非常事態宣言」が発出されている場合には延期や中止、開催方法変更などの可能性があることを確認する。

**【当日確認】**

下記の場合は来場を見合わせることを求める。

- ・発熱(37.5 度以上)している場合
- ・新型コロナウイルスに感染している場合または濃厚接触者の場合
- ・体調がすぐれないなど感染が疑われる症状がみられる場合
- ・日本への帰国・入国後、厚生労働省が講じる水際措置に反している場合
- ・同居家族などの身近に上記項目に当てはまる方がおり、自身が濃厚接触者であると疑われる場合

**【当日の具体的な対策】**

- 1) 「三つの密」(密閉・密集・密接)を回避する。
- 2) 当協会の会員は大半が医療施設に勤務しているため感染防止の観点から、会場にて集合形式で実施する事業においては不織布マスクの着用を求める。
- 3) 手洗いや手指の消毒を促し、手指消毒液を設置する。
- 4) 会場の換気に努める。
- 5) 食事の際は人との距離を十分に確保し、会話は行わない。
- 6) 共用するマイクなど感染リスクが高いものは消毒をおこなう。ドアノブ・机・椅子、PC、事業に用いる備品などは必要に応じて消毒をおこなう。

**附記**

1. 本ガイドラインは公益社団法人日本視能訓練士協会の全ての事業等の実施に適用する。

2.ガイドライン中の特定事項の詳細や事例を示す必要が生じた場合には、直ちに当協会ホームページに掲載する。

3.事業実施の判断は、政府及び実施地域の都道府県知事からの情報に基づいて総合的に判断し、適切な対応をおこなう。

4.本ガイドラインは、状況の変化等に応じて適宜改訂される。

第1版：2021年4月18日発行

第2版：2022年7月12日発行

第3版：2023年6月3日発行